

2012年11月14日

広島大学長  
浅原 利正 様

広島大学教職員組合  
執行委員長 西田 恵哉



## 附属東雲小学校の常勤教員配置に関する要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記につきまして、以下を要求します。

つきましては、2013年度の附属学校教員配置方針に関わる問題であり、貴職にとっても急を要する事案と考えますので、至急の文書回答をお願いします。

宜しくお願い致します。

記

### 【はじめに】

2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置については、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名とする方針が検討されています。

しかしながら、上記除外者を除いた2012年度（平成24年度）の当該常勤教員数は19名であり、常勤教員数18名はそれから1名の減少となります。

昨秋から今春にかけて実施された附属学校教員の労働実態調査は、その結果が未だ公表されていないものの、当該調査は当組合の「附属学校教員の過重な労働状態の改善」要求も踏まえ、「職員の健康と福祉を確保するため」（大学の調査趣旨）に行なわれました。

それにも拘わらず、教員の過重な労働状況を更に悪化させることとなる上記常勤教員数の減少は、到底納得できるものではありません。

1. 2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置については、副校長・特別支援学校担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名とする方針は間違いないでしょか？

なお、当該方針が間違いない場合は、常勤教員数を18名とする具体的な計算根拠（計算過程）を示して下さい。

2. 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「法律」といいます）による附属東雲小学校の学級数について

現状の附属東雲小学校の学級数は、普通学級が12学級（2学級×6学年）、複式学級が3学級（1・2学年生、3・4学年生、5・6学年生ごとの各1学級で、各学年とも8人で各学級とも16人）、特別支援学級が3学級（1・2学年生、3・4学年生、5・6学年生ごとの各1学級で、各学級とも8人）で、計18学級となっています。

しかし、法律第3条第2項によれば、「二の学年の児童で編成する学級」の場合は「一学級の児童又は生徒の数」は「十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)」とされており、したがって、1・2学年の複式学級にあつては1学年生8人で1学級、2学年生8人で1学級に分割することが当該法律の規定に則ることになります。

それ故、当該法律に従えば、附属東雲小学校の学級数合計は19学級となります。このことについてどうお考えでしょうか？

### 3. 特別支援学級を担当する常勤教員数について

まず、「特別支援学校教職員定数の標準」について法律第11条第1項によれば、小学校の「三学級の部」の場合は学級数に「1.583」を乗じて得た数を「教頭及び教諭等の数」の標準としています。したがって、3学級の場合は $3 \times 1.583 = 4.749 \rightarrow 5$ 人(法律第7条第1項第1号「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」)が教頭及び教諭等の人数となり、教頭を除いた担当常勤教員数は4人になります。

一方、附属東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数は、開設時が1学級で常勤教員2人、2学級に増級したときは常勤教員3人、3学級に増級したときは常勤教員数4人となり、現在へ至っています。

この両者からは、特別支援学級の3学級を担当する常勤教員数は4名とすることが妥当と考えますが、それで宜しいでしょうか？

### 4. 特別支援学級担当教員を除く常勤教員数について

特別支援学級の担当常勤教員数については上述した個別基準がありますので、それ以外の常勤教員数の算定にあたっては特別支援学級を除いて計算することが必要です。

上記2で述べたところから、特別支援学級を除いた学級数は、法律に従えば $19 - 3 = 16$ 学級となります。

この16学級について、法律第7条第1項第1号によって「教頭及び教諭等」の人数を算出した場合、 $16\text{学級} \times 1.20$ (乗ずる数) $= 19.2 \rightarrow 20$ 人(同前)が「教頭及び教諭等」の常勤教員数となります。

したがって、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除いた附属東雲小学校の常勤教員数は20人とすることが法律に従ったものと考えますが、このことに付いてどのようにお考えでしょうか？

### 5. 当組合との間で本件に関する結論が出るまでは、2013年度(平成25年度)の附属東雲小学校における常勤教員配置について、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除いた常勤教員数を18名とする方針を保留とすることを要求します。

【はじめに】で述べましたように、当該18名方針は現状より1名の減少となり、それでもなぐとも過重な状況にある附属東雲小学校教員の労働状態を更に過酷な状況へ導くことは不可避です。また、上記4で述べましたように、法律に則れば20人の常勤教員を配置すべきところが、それより2名も少ない体制となっています。

当該方針はこうした重大な問題を抱えており、当組合との間で本件についての結論が出るまでは保留とすることを求めます。

以上